

山口県ノーマイカーデーの取組における徳地生活バス運賃割引について

山口県が実施する「山口県ノーマイカーデー」の取組における運賃半額割引を行うにあたり、徳地生活バスのうち島地タクシー有限会社が運行する下記の事項についてご審議願います。

記

1. 設定又は変更しようとする運賃等を適用する路線

徳地生活バス

間方～やまぐちサッカー交流広場
船東上～やまぐちサッカー交流広場
羽高線
安養地線
新宮～口ハス島地温泉

2. 設定又は変更しようとする運賃等の種類、額及び適用方法

(1) 運賃の種類

協議運賃（営業割引運賃）

(2) 乗車券等の名称

山口県ノーマイカー運動バス半額券

(3) 運賃の額

協議運賃の半額（10円未満の端数は10円単位に切り上げ）

(4) 割引率

50%

3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

(1) 適用区間

徳地生活バス路線内

間方～やまぐちサッカー交流広場
船東上～やまぐちサッカー交流広場
羽高線
安養地線
新宮～口ハス島地温泉

(2) 乗車券の適用方法

- ① 当該カード所持者（大人）で、徳地生活バスの停留所において乗車又は降車し、かつ現金で支払う旅客に適用する。
- ② 割引適用区間での1乗車に対して当該カード1枚の使用とする。
- ③ 障がい者、高齢者、小人割引等の他の割引運賃との重複割引は行わない。

(3) 他割引との適用について
障害者割引等の他の割引運賃との重複割引は行わない。

(4) 乗車券の適用期間
毎年6月及び12月、10月21日(金)
※今後も同事案については今回の割引を適用する

4. 設定(変更)を必要とする理由

山口県ノーマイカーデーの取り組みの一環として、事前にノーマイカーデーに参加登録をした事業所に所属する通常マイカー通勤をしている者を対象にバス運賃を半額にすることにより、ノーマイカーデーの参加拡大を図るとともに、日頃バスを利用されない方々に対して、バス利用の促進を図るため。

運賃について

区 分	運賃
小学生	100 円
中学生以上	200 円
福祉優待バス乗車証（敬老）を持っておられる方 ※1	100 円
福祉優待バス乗車証（障がい者、障がい者（介護人付））を持って おられる障がい者の方及びその介護人1名 ※1	無 料
福祉優待バス乗車証を持っておられない障がい者の方及びその 介護人1名 ※2	100 円

※1 に該当する方は、「福祉優待バス乗車証」を、※2 に該当する方は、「身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳」のいずれかを提示すること。